



2020年3月25日

各 位

会社名 蝶理株式会社
代表者名 代表取締役社長 先濱 一夫
(コード：8014、東証第1部)
問合せ先 経営管理部長 迫田 竜之
(TEL. 03-5781-6201)

「ガバナンス委員会」設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「ガバナンス委員会」の設置を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 目的

取締役の指名、報酬等にかかる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するとともに、少数株主の利益を保護することを目的として「ガバナンス委員会」を設置し、コーポレートガバナンス体制を強化します。

2. 構成

委員は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とすることとし、その選定は、取締役会決議によって行います。

3. 審議事項・権限

ガバナンス委員会は、指名に関しては、取締役（監査等委員を含む）の選任及び解任に関する株主総会議案の原案や代表取締役、取締役及び執行役員の選定（選任）・解職（解任）の原案、業務執行取締役及び執行役員の職務分担の原案及びこれらに関する基本方針の原案を決定し、後継者計画に関する事項等を審議します。経営陣幹部については、毎年、当社の業績等を踏まえその評価を行い、それに基づき指名（再任）の適否について審議します。

報酬に関しては、監査等委員である取締役以外の取締役及び執行役員の個人別の報酬額を決定し、取締役（監査等委員を含む）の報酬等に関する株主総会議案や報酬の決定方針等についても審議し、その原案を決定します。

また、少数株主利益保護の観点から必要となる事項等についても審議し、その意見を決定します。

4. 委員

今年度における本委員会の委員は、以下の3名とします。

先濱 一夫 （代表取締役社長、社長執行役員）

澤野 正明 （監査等委員である取締役、独立社外取締役）

森川 典子 （監査等委員である取締役、独立社外取締役）

なお、委員長はガバナンス委員会の決議により選定し、議長は委員長がその任にあたります。

5. 設置日

2020年3月25日（水）

以上